

茅ヶ崎市庭球場の利用登録及び使用方法について

1. 利用される方へ

庭球場をご利用いただくにはあらかじめ利用登録が必要です。

利用登録の区分			
■登録の区分は次の通りです。			
登録区分	抽選予約	随時予約	備考
市内テニス (市内在住・在勤・在学の方)	○ (申し込みます)	○ (申し込みます)	
市外テニス (市内在住・在勤・在学以外の方)	× (申し込みません)	○ (申し込みます)	施設の利用料金が50%割増となります。

利用登録に必要な持ち物
■登録者の名前及び住所が確認できるもの(例:運転免許証、住基カード、パスポート、健康保険者証など)
■市内在勤・在学の方は、本人確認書類に加え、それを証明できるもの(例:社員証、名刺、健康保険者証、学生証など)

利用登録の受付場所	受付時間は午前8時30分から午後5時00分(体育館は午後8時00分)
※柳島スポーツ公園は午前6時00分から午後9時00分	
■茅ヶ崎市総合体育館	■茅ヶ崎市体育館
■堤スポーツ広場	■柳島しおさい公園
	■茅ヶ崎公園
	■芹沢スポーツ広場
	■柳島スポーツ公園

登録の注意事項
■各受付窓口にある茅ヶ崎市庭球場利用登録申込書に必要事項を記入してください。
■登録者の方は、15歳以上(中学生は不可)に限ります。
■登録申込は必ずご本人が窓口に来てください。(代理人や委任状は不可)
■登録者の氏名や住所等に変更があった場合は、速やかに変更申請をしてください。住所の変更にあたっては、登録者の住所が確認できるもの(運転免許証等)をお持ちください。
■登録の有効期限は、登録日から3年間です。
■更新の際は利用登録書と身分を確認できるものをお持ちください。また、不要になった場合は、返却してください。

2. 予約方法

登録時に発行した利用登録書に記載されている登録番号をもとに、公共端末・インターネット・携帯電話から施設予約システムで予約してください。

※公共端末、インターネット、携帯電話からお申込みいただいた時点では予約は確定していません。(仮予約)施設利用料を支払った時点で予約確定(本予約)となります。

施設予約システムのアドレス(利用時間は午前9時から午後11時まで)
■インターネット http://yoyaku.city.chigasaki.kanagawa.jp/
■携帯電話 http://kyoyaku.city.chigasaki.kanagawa.jp/

予約の区分	※土・日・祝の予約は最大6件まで(2018年4月1日～)	
	抽選予約	随時予約
予約期間	■2ヶ月先の月分を1日から15日まで (例:10月分の抽選申込は8月1日~15日)	■使用日前月1日から使用時間区分前まで
支払期間	■使用日を含めて6日前まで	■使用日を含めて6日前まで
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ■抽選申込は1月あたり4件までの申し込みとなります。 ■申し込んだ月の18日午前9時から当落を確認できます。当落の確認は、公共端末、インターネット、携帯電話から予約システムにて確認できます。 ■支払期日までに支払いがない予約は、自動取り消しとなります。 	<ul style="list-style-type: none"> ■使用日を含めて6日前の日に随時予約した場合の支払い期日は予約した日の翌日となります。 ■支払日を含めて5日前から随時予約した場合の支払期日は、利用日当日使用時間前までとなります。 ■支払期日までに支払いがない予約は、自動取り消しとなります。

予約の取り消し

- 使用日を含めて6日前までの取り消しの場合は、公共端末・インターネット・携帯電話の施設予約システムにて取り消してください。窓口では取り消しできません。
- 使用日を含めて5日前に随時予約された分の取り消しについては、必ず各受付窓口へご連絡ください。（この場合は電話連絡でも可）
- 支払期日までに支払いがない予約は、自動取り消しとなります。
※自動取り消しになると、以後の抽選予約の当選確率が下がりますのでご注意ください。
※また、自動取り消しの回数が著しく多い場合は、施設利用ができなくなる場合があります。

3. 支払・還付・使用方法

利用料金の支払方法

- 予約した施設利用料金は、支払期間内に各体育施設受付窓口でお支払ください。なお、柳島スポーツ公園の利用に関する支払・還付手続きは、管理者が別のため、当該施設にてお願いします。
- 利用料金お支払時に発行された使用決定書は、使用日当日必ず持参し、使用する各施設の窓口に提示してください。
- 受付時間は、午前8時30分から午後5時00分（体育館は午後8時00分）までです。
※柳島スポーツ公園は午前6時00分から午後9時00分までです。

利用料金の還付条件（還付は以下の場合に限る）

- 雨天等により施設が使用できなかった場合。（100%の還付）
※雨天等の場合は必ず情報サービス電話にて確認をお願いします。（自己の都合で使用しなかった場合の還付はできません）
※使用中に雨天等で使用できなくなった場合は、事務所にて使用決定書に印をもらってください。（ただし、使用時間が1時間を過ぎましたら還付できません）
※還付申請の受付は還付対象となった利用日から5年間です。
- 既に利用料金を支払った予約について、使用日を含めて6日前までに申請があった場合。（80%の還付）
※この期日を過ぎた取り消しについては、還付はできません。（取り消しはできます）

還付申請に必要なもの

- 使用者（登録者）の方の印鑑
- 還付の対象となる使用決定書

※休館日・休場日は毎月第2月曜日（祝祭日の場合は翌日火曜日）、年末年始の12月29日～1月3日（屋外施設は12月28日～1月4日、柳島スポーツ公園は12月30日～1月3日）となります。
なお、柳島しおさい公園は毎月第2月曜日のみで、年末年始は開場します。

<体育施設使用料のお支払いについて>

使用日を含め6日前までにお支払いされない予約は、自動的にキャンセルされます。

(この場合、以後の当選確率は下がります)

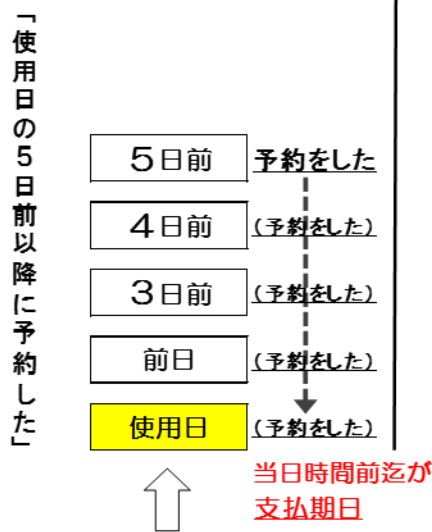
必ず、使用日を含め6日前までにお手続きをお願いします。

6日前支払期日	⑥	火	水	木	金	土	日	月
↓	⑤	水	木	金	土	日	月	火
	④	木	金	土	日	月	火	水
	③	金	土	日	月	火	水	木
	②	土	日	月	火	水	木	金
	使用日当日	①	日	月	火	水	木	金

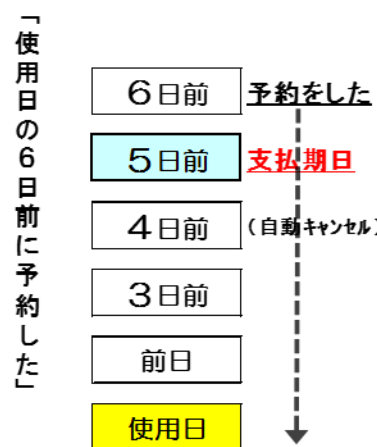
*支払期日が休館日の場合、その翌日が支払期日となります。

<自動キャンセル(予約取消し)について>

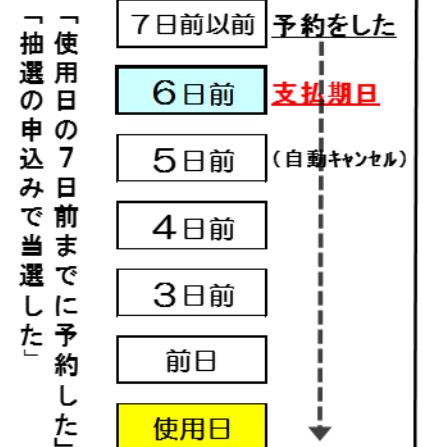
ケース①



ケース②



ケース③



ケース①で5月～8月早朝の体育施設ご利用時は、前日午後5時(体育館は午後8時)までが支払期限です。また、使用日5日前を過ぎてのお申し込みになりますので、一度お支払いいただいた使用料の還付はできません。(雨天除く)

※ ①・②・③いずれのケースも、お支払い手続きがされない場合予約が無効となり、取り消されます。

(その際は、以後の当選確率が下がりますので十分ご注意ください。)

※ ケース①の5日前から使用日当日の間に予約された分は、ご自身でキャンセルできませんので、予約を取消す場合は、窓口へお申し出ください。

4. お問い合わせ窓口

茅ヶ崎市総合体育館	茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目9番63号 0467(82)7175
茅ヶ崎市体育館	茅ヶ崎市十間坂三丁目6番5号 0467(82)7701
茅ヶ崎公園	茅ヶ崎市中海岸三丁目3番11号 0467(82)6701 0467(82)1150(情報サービス電話)
芹沢スポーツ広場	茅ヶ崎市芹沢430-3 0467(51)1236 0467(52)1150(情報サービス電話)
堤スポーツ広場	茅ヶ崎市堤1316番地 0467(52)1297 0467(52)1291(情報サービス電話)
柳島しおさい公園	茅ヶ崎市柳島1900番地 0467(88)5010 0467(88)3311(情報サービス電話)
柳島スポーツ公園	茅ヶ崎市柳島1300番地 0467(73)8632
＝ ホームページ スポーツ施設コンディション確認画面 ＝ http://www.chigasaki-sports.jp/condition/ https://www.ys-park.jp (柳島スポーツ公園)	

茅ヶ崎市庭球場は、指定管理者である公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団及び茅ヶ崎スマートウエルネスパーク株式会社（柳島スポーツ公園）が管理・運営を行っています。

■連絡先：(公財)茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団 スポーツ事業課 0467(82)7175
：茅ヶ崎スマートウエルネスパーク(株) 0467(76)8632 (柳島スポーツ公園)